名古屋市中区栄三丁目31番６号**株式会社ロイヤル**の工場財団に三重県桑名市多度町御衣野字亥ノ谷2000番地株式会社ロイヤル　桑名ロジスティクスの機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年１月18日　津地方法務局桑名支局

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜三丁目１番１号**株式会社フランソア**の工場財団に佐賀県杵島郡北方町大字志久字中尾4193番地株式会社フランソア佐賀工場の工作物及び機械・器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年１月18日

佐賀地方法務局武雄支局

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜三丁目１番１号**株式会社フランソア**の工場財団に長崎県佐世保市上原町273番地１株式会社フランソア佐世保工場の工作物及び機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年１月18日

長崎地方法務局佐世保支局

有権者申出方

元当局所属公証人鏑木重明の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成23年１月18日　金沢地方法務局

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成23年１月18日　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第４号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成22年第１号

２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成23年１月18日

３　終了決定をした理由　特別支給手続の支給申請期間内に申請がなかったため。

４　この公告に関する問い合わせ先

〒553―8512 大阪市福島区福島１丁目１番60号

大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3121

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アジアベスト株式会社

２．住所　東京都中央区日本橋本町四丁目９番１号三勝ビル４階（旧住所：東京都中央区日本橋本町四丁目12番11号日本橋中央ビル701号）

３．代表者の氏名　代表取締役　大山　宜男

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第508号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年７月19日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年１月18日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　オリエンタルウェイブ株式会社

２．住所　東京都港区南青山二丁目２番６―1101号

３．代表者の氏名　代表取締役　三木　健博

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第656号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年７月19日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年１月18日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　柳田祐司（ハッピー・アセット・マネジメント）

２．住所　千葉県船橋市宮本１丁目21番８―506号

３．代表者の氏名　柳田　祐司

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第956号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年７月19日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年１月18日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ライフケアバンク株式会社

２．住所　神奈川県横浜市港南区丸山台二丁目36番30号メガロン丸山台106（旧住所：神奈川県横浜市中区弥生町二丁目18番１号ロイヤルステージＳＴ大通り公園ビル401

３．代表者の氏名　代表取締役　横尾　壽子

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1851号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年７月19日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年１月18日

関東財務局長　森川　卓也